

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一～四の三（略）</p> <p>四の四 L・ニ・アミノ・四・ハ（ヒドロキシ）（メチル）ホスフィンイル」ブチリル・L・アラニル・L・アラニン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、L・ニ・アミノ・四・ハ（ヒドロキシ）（メチル）ホスフィンイル」ブチリル・L・アラニル・L・アラニンとして一九%以下を含有するものを除く。</p> <p>四の五 <u>三・アミノメチル・三・五・五・トリメチルシクロヘキシルアミン</u>（別名イソホロンジアミン）及びこれを含有する製剤</p> <p>四の六 <u>三・（アミノメチル）ベンジルアミン</u>及びこれを含有する製剤。ただし、<u>三・（アミノメチル）ベンジルアミン</u>八%以下を含有するものを除く。</p> <p>五～十八（略）</p> <p>十八の二（一R・ニS・三R・四S）・七・オキサビシクロ「ニ・ニ・一」ヘプタン・ニ・三・ジカルボン酸（別名エンドタル）、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、（一R・ニS・三R・四S）・七・オキサビシクロ「ニ・ニ・一」ヘプタン</p>	<p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一～四の三（略）</p> <p>四の四 L・ニ・アミノ・四・ハ（ヒドロキシ）（メチル）ホスフィンイル」ブチリル・L・アラニル・L・アラニン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、L・ニ・アミノ・四・ハ（ヒドロキシ）（メチル）ホスフィンイル」ブチリル・L・アラニル・L・アラニンとして一九%以下を含有するものを除く。</p> <p>四の五 <u>三・（アミノメチル）ベンジルアミン</u>及びこれを含有する製剤。ただし、<u>三・（アミノメチル）ベンジルアミン</u>八%以下を含有するものを除く。</p> <p>五～十八（略）</p> <p>十八の二（一R・ニS・三R・四S）・七・オキサビシクロ「ニ・ニ・一」ヘプタン・ニ・三・ジカルボン酸（別名エンドタル）、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、（一R・ニS・三R・四S）・七・オキサビシクロ「ニ・ニ・一」ヘプタン</p>

・二・三・ジカルボン酸として一・五％以下を含有するものを除く。

十八の三 オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤

十八の四 一・二・四・五・六・七・八・八・オクタクロロ・二・三・三 a・四・七・七 a・ヘキサヒドロ・四・七・メタノ・一 H・インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八・ノナクロロ・二・三・三 a・四・七・七 a・ヘキサヒドロ・四・七・メタノ・一 H・インデン、四・五・六・七・八・八・ヘキサクロロ・三 a・四・七・七 a・テトラヒドロ・四・七・メタノインデン、一・四・五・六・七・八・八・ヘプタクロロ・三 a・四・七・七 a・テトラヒドロ・四・七・メタノ・一 H・インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン）並びにこれを含有する製剤。ただし、一・二・四・五・六・七・八・八・オクタクロロ・二・三・三 a・四・七・七 a・ヘキサヒドロ・四・七・メタノ・一 H・インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八・ノナクロロ・二・三・三 a・四・七・七 a・ヘキサヒドロ・四・七・メタノ・一 H・インデン、四・五・六・七・八・八・ヘキサクロロ・三 a・四・七・七 a・テトラヒドロ・四・七・メタノインデン、一・四・五・六・七・八・八・ヘプタクロロ・三 a・四・七・七 a・テトラヒドロ・四・七・メタノ・一 H・インデン及びこれらの類縁化合物の混合物六％以下を含有するものを除く。

十九（三十一の二）（略）

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

・二・三・ジカルボン酸として一・五％以下を含有するものを除く。

十八の三 一・二・四・五・六・七・八・八・オクタクロロ・二・三

・三 a・四・七・七 a・ヘキサヒドロ・四・七・メタノ・一 H・インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八・ノナクロロ・二・三・三 a・四・七・七 a・ヘキサヒドロ・四・七・メタノ・一 H・インデン、四・五・六・七・八・八・ヘキサクロロ・三 a・四・七・七 a・テトラヒドロ・四・七・メタノインデン、一・四・五・六・七・八・八・ヘプタクロロ・三 a・四・七・七 a・テトラヒドロ・四・七・メタノ・一 H・インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン）並びにこれを含有する製剤。ただし、一・二・四・五・六・七・八・八・オクタクロロ・二・三・三 a・四・七・七 a・ヘキサヒドロ・四・七・メタノ・一 H・インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八・ノナクロロ・二・三・三 a・四・七・七 a・ヘキサヒドロ・四・七・メタノ・一 H・インデン、四・五・六・七・八・八・ヘキサクロロ・三 a・四・七・七 a・テトラヒドロ・四・七・メタノインデン、一・四・五・六・七・八・八・ヘプタクロロ・三 a・四・七・七 a・テトラヒドロ・四・七・メタノ・一 H・インデン及びこれらの類縁化合物の混合物六％以下を含有するものを除く。

十九（三十一の二）（略）

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 四・「六・(アクリロイルオキシ)ヘキシルオキシ」・四・シアノビフェニル及びこれを含有する製剤
- (2) 「二・アセトキシ・(四・ジエチルアミノ)ベンジリデン」マロニトリル及びこれを含有する製剤
- (3) アセトニトリル四〇%以下を含有する製剤
- (4) 五・アミノ・一・(二・六・ジクロロ・四・トリフルオロメチルフェニル)・四・エチルスルフィニル・一H・ピラゾール・三・カルボニトリル(別名エチプロール)及びこれを含有する製剤
- (5) } (39) (略)
- (40) N・(一・シアノ・一・二・ジメチルプロピル)・二・(二・四・ジクロロフェノキシ)プロピオンアミド及びこれを含有する製剤
- (41) N・「(RS)・シアノ(チオフエン・二・イル)メチル」・四・エチル・二・(エチルアミノ)・一・三・チアゾール・五・カルボキサミド(別名エタボキサム)及びこれを含有する製剤
- (42) 四・シアノ・四・ビフェニル「トランス・四・エチル・一・シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (43) } (71) (略)
- (72) 四・シアノ・三・フルオロフェニル「四・ヘプチルベンゾアト及びこれを含有する製剤
- (73) 四・シアノ・三・フルオロフェニル「四・「(三E)・ペンタ・三・エン・一・イル」ベンゾアト及びこれを含有する製剤
- (74) 四・シアノ・三・フルオロフェニル「四・(ペンチルオキシメチル)ベンゾアト及びこれを含有する製剤

- (1) 「二・アセトキシ・(四・ジエチルアミノ)ベンジリデン」マロニトリル及びこれを含有する製剤
- (2) 五・アミノ・一・(二・六・ジクロロ・四・トリフルオロメチルフェニル)・四・エチルスルフィニル・一H・ピラゾール・三・カルボニトリル(別名エチプロール)及びこれを含有する製剤
- (3) } (37) (略)
- (38) N・(一・シアノ・一・二・ジメチルプロピル)・二・(二・四・ジクロロフェノキシ)プロピオンアミド及びこれを含有する製剤
- (39) 四・シアノ・四・ビフェニル「トランス・四・エチル・一・シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (40) } (68) (略)
- (69) 四・シアノ・三・フルオロフェニル「四・ヘプチルベンゾアト及びこれを含有する製剤
- (70) 四・シアノ・三・フルオロフェニル「四・(ペンチルオキシメチル)ベンゾアト及びこれを含有する製剤

- (134) | 四・「トランス・四・「二・(トランス・四・プロピルシクロ
 (133) | トランス・四・(五・プロピル・一・三・ジオキササン・二・イ
 (120) | ル(ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 (119) | シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 (118) | 四・「トランス・四・「二・(トランス・四・ブチルシクロヘ
 (117) | トランス・四・(五・ブチル・一・三・ジオキササン・二・イル
 (80) | ド(別名フロニカミド)及びこれを含有する製剤
 (79) | N・シアノメチル・四・(トリフルオロメチル)ニコチンアミ
 (78) | ソテトラヒドロピリミジン・五(ニH)・イリデン)・二・三・
 ジヒドロ・一H・イソインドール・一・イリデン」アセトアミド
 (別名ピグメントイエロー一八五)及びこれを含有する製剤
 (77) | シアノ・四・フルオロ・三・フェノキシベンジル＝三・(二・二・ジクロロビニル)・二・二・ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・五%以下を含有する製剤
 (75) | シアノ・四・フルオロ・三・フェノキシベンジル＝三・(二・二・ジクロロビニル)・二・二・ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・五%以下を含有する製剤
 (76) | (略)

- (127) | トランス・四・(五・プロピル・一・三・ジオキササン・二・イ
 (114) | ル(ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 (113) | シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 (112) | トランス・四・(五・ブチル・一・三・ジオキササン・二・イル
 (75) | ド(別名フロニカミド)及びこれを含有する製剤
 (74) | N・シアノメチル・四・(トリフルオロメチル)ニコチンアミ
 (73) | シアノ・四・フルオロ・三・フェノキシベンジル＝三・(二・二・ジクロロビニル)・二・二・ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・五%以下を含有する製剤
 (71) | シアノ・四・フルオロ・三・フェノキシベンジル＝三・(二・二・ジクロロビニル)・二・二・ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・五%以下を含有する製剤
 (72) | (略)

ヘキシル)エチル」シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(135) | 四・(トランス・四・(トランス・四・プロピルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(136) |
(163) |
(略)

三十三〜四十一 (略)

四十一の二・二・四・ジクロロ・ . . . トリフルオロ・四・ニトロメタトルエンシルホンアニリド(別名フルスルファミド)及びこれを含有する製剤。ただし、二・四・ジクロロ・ . . . トリフルオロ・四・ニトロメタトルエンシルホンアニリド○・三%以下を含有するものを除く。

四十一の三 一・三・ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤

四十二 二・三・ジ・(ジエチルジチオホスホロ)・パラジオキサンを含有する製剤

四十三〜百九 (略)

2
(略)

(128) | 四・(トランス・四・(トランス・四・プロピルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(129) |
(156) |
(略)

三十三〜四十一 (略)

四十一の二・二・四・ジクロロ・ . . . トリフルオロ・四・ニトロメタトルエンシルホンアニリド(別名フルスルファミド)及びこれを含有する製剤。ただし、二・四・ジクロロ・ . . . トリフルオロ・四・ニトロメタトルエンシルホンアニリド○・三%以下を含有するものを除く。

四十二 二・三・ジ・(ジエチルジチオホスホロ)・パラジオキサンを含有する製剤

四十三〜百九 (略)

2
(略)